

○経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則（令和二年経済産業省令第六十八号）

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（小型無人機に係る業務に応じ使用する機器）

第二条 法第二条第一項第二号の経済産業省令で定める機器は次のとおりとする。

- 一 建築物、設備、船舶等の損傷その他の異常の有無を点検するために用いられる撮影機器又はセンサー
- 二 土地、建築物等を測量するために用いられる撮影機器又はセンサー
- 三 地質、建築物等を調査するために用いられる撮影機器又はセンサー
- 四 土地、設備等を計測するために用いられる撮影機器又はセンサー
- 五 監視又は警備の用に供される撮影機器又はセンサー

六 貨物の輸送の用に供される撮影機器又は装置

（特定高度情報通信技術活用システムの一部を構成する集合体）

第三条 法第二条第二項の主務省令で定める集合体（法第二条第一項第二号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムに限る。）は、次の各号に定めるもの又はこれらの組合せをいう。

一 小型無人機（操縦装置を含む。）

二 自動操縦システム

（特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定の申請）

第四条 法第七条第一項の規定により特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画（法第二条第

一項第二号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムに係るものに限る。以下同じ。）の認定を受けようとする者（以下この条及び次条において「開発供給計画申請者」という。）は、様式第一による申請書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一 開発供給計画申請者の定款（これに準ずるものを含む。）の写し及び開発供給計画申請者が

登記をしている場合にあつては、当該登記に係る登記事項証明書

二 開発供給計画申請者の直近の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合にあつては、これらに準ずるもの）

三 当該特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の実施に必要な資金の使途及び調達方法についての内訳を記載した書類

3 経済産業大臣は、第一項の申請書及び前項の書類のほか、特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画が法第七条第三項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出その他必要な協力を求めることができる。

（特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定）

第五条 経済産業大臣は、法第七条第一項の規定により特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第三項の定めを照らしてその内容を審査し、当該特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、開発供給計画申請者に様式第二による認定書を交付するものとする。

2 経済産業大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第三による通知書を開発供給計画申請者に交付するものとする。

3 経済産業大臣は、第一項の認定をしたときは、様式第四により、当該認定について、次に掲げる事項を公表するものとする。

一 認定の日付

二 開発供給計画認定番号

三 認定開発供給事業者の名称

四 認定開発供給計画の概要

(認定開発供給計画の変更に係る認定の申請及び認定)

第六条 認定開発供給計画（法第二条第一項第二号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムに係るものに限る。以下同じ。）の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、法第八条第一項の認定を要しないものとする。この場合において、当該軽微な変更を行った認定開発供給事業者は、遅滞なく、様式第五によりその旨を経済産業大臣に届け出なければならぬ。

2 法第八条第一項の規定により特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の変更の認定を受けようとする認定開発供給事業者（以下この条において「変更開発供給計画申請者」という。）は、様式第六による申請書（以下この条において「変更開発供給計画申請書」という。）を経済産業大臣に提出しなければならない。

3 経済産業大臣は、前項の規定に基づく変更の認定の申請に係る特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の提出を受けた場合において、速やかに法第七条第三項の定めを照らしてその内容を審査し、変更申請のあった認定開発供給計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、変更開発供給計画申請者に様式第七による認定書を交付するものとする。

4 経済産業大臣は、前項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第八による通知書を変更開発供給計画申請者に交付するものとする。

5 経済産業大臣は、第三項の変更の認定をしたときは、様式第九により、当該変更の認定について、次に掲げる事項を公表するものとする。

一 変更の認定の日付

二 変更後の開発供給計画認定番号

三 認定開発供給事業者の名称

四 変更後の認定開発供給計画の概要

(認定開発供給計画の変更の指示)

第七条 経済産業大臣は、法第八条第三項の規定により認定開発供給計画の変更を指示するときは、当該変更の指示の内容及びその理由を記載した様式第十による通知書を当該変更の指示を受ける認定開発供給事業者に交付するものとする。

(認定開発供給計画の認定の取消し)

第八条 経済産業大臣は、法第八条第二項又は第三項の規定により認定開発供給計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第十一による通知書を当該認定が取り消される認定開発供給事業者に交付するものとする。

2 経済産業大臣は、認定開発供給計画の認定を取り消したときは、様式第十二により、その認定を

取り消された日付、開発供給計画認定番号及び事業者の名称を公表するものとする。

(特定半導体生産施設整備等計画の認定の申請)

第九条 法第十一条第一項の規定により特定半導体生産施設整備等計画の認定を受けようとする者(以下この条及び第十一条において「生産施設整備等計画申請者」という。)は、様式第十三による申請書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一 生産施設整備等計画申請者の定款(これに準ずるものを含む。)の写し及び生産施設整備等計画申請者が登記をしている場合にあつては、当該登記に係る登記事項証明書

二 生産施設整備等計画申請者の直近の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書(これらの書類を作成していない場合にあつては、これらに準ずるもの)

三 当該特定半導体生産施設整備等計画の実施に必要な資金の用途及び調達方法についての内訳を記載した書類

3 経済産業大臣は、第一項の申請書及び前項の書類のほか、特定半導体生産施設整備等計画が法第

十一条第三項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出その他必要な協力を求めることができる。

(特定半導体の生産の期間)

第十条 法第十一条第三項第二号の経済産業省令で定める期間は、十年とする。

(特定半導体生産施設整備等計画の認定)

第十一条 経済産業大臣は、法第十一条第一項の規定により特定半導体生産施設整備等計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第三項の定めを照らしてその内容を審査し、当該特定半導体生産施設整備等計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、生産施設整備等計画申請者に様式第十四による認定書を交付するものとする。

2 経済産業大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第十五による通知書を生産施設整備等計画申請者に交付するものとする。

3 経済産業大臣は、第一項の認定をしたときは、様式第十六により、当該認定について、次に掲げる事項を公表するものとする。

一 認定の日付

二 特定半導体生産施設整備等計画認定番号

三 認定特定半導体生産施設整備等事業者の名称

四 認定特定半導体生産施設整備等計画の概要

(認定特定半導体生産施設整備等計画の変更に係る認定の申請及び認定)

第十二条 認定特定半導体生産施設整備等計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、法第十二条第

一項の認定を要しないものとする。この場合において、当該軽微な変更を行った認定特定半導体生産施設整備等事業者は、遅滞なく、様式第十七によりその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 法第十二条第一項の規定により特定半導体生産施設整備等計画の変更の認定を受けようとする認定特定半導体生産施設整備等事業者（以下この条において「変更生産施設整備等計画申請者」という。）は、様式第十八による申請書（以下この条において「変更生産施設整備等計画申請書」という。）を経済産業大臣に提出しなければならない。

3 経済産業大臣は、前項の規定に基づく変更の認定の申請に係る特定半導体生産施設整備等計画の提出を受けた場合において、速やかに法第十一条第三項の定めを照らしてその内容を審査し、変更申請のあった認定特定半導体生産施設整備等計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、変更生産施設整備等計画申請者に様式第十九による認定書を交付するものとする。

4 経済産業大臣は、前項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第二十二による通知書を変更生産施設整備等計画申請者に交付するものとする。

5 経済産業大臣は、第三項の変更の認定をしたときは、様式第二十一により、当該変更の認定について、次に掲げる事項を公表するものとする。

- 一 変更の認定の日付
- 二 変更後の特定半導体生産施設整備等計画認定番号
- 三 認定特定半導体生産施設整備等事業者の名称
- 四 変更後の認定特定半導体生産施設整備等計画の概要

（認定特定半導体生産施設整備等計画の変更の指示）

第十三条 経済産業大臣は、法第十二条第三項の規定により認定特定半導体生産施設整備等計画の変更を指示するときは、当該変更の指示の内容及びその理由を記載した様式第二十二による通知書を当該変更の指示を受ける認定特定半導体生産施設整備等事業者に交付するものとする。

（認定特定半導体生産施設整備等計画の認定の取消し）

第十四条 経済産業大臣は、法第十二条第二項又は第三項の規定により認定特定半導体生産施設整備等計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第二十三による通知書を当該認定が取り消される認定特定半導体生産施設整備等事業者に交付するものとする。

2 経済産業大臣は、認定特定半導体生産施設整備等計画の認定を取り消したときは、様式第二十四により、その認定を取り消された日付、特定半導体生産施設整備等計画認定番号及び事業者の名称を公表するものとする。

（実施状況の報告）

第十五条 認定開発供給事業者は、経済産業大臣の求めに応じて、認定開発供給計画の実施状況を、

様式第二十五により経済産業大臣に報告しなければならない。

2 認定特定半導体生産施設整備等事業者は、認定特定半導体生産施設整備等計画の各事業年度における実施状況を原則として当該事業年度終了後三月以内に、様式第二十六により経済産業大臣に報告しなければならない。

#### 附 則

この省令は、法の施行の日（令和二年八月二十八日）から施行する。

#### 附 則（令和四年二月二十八日経済産業省令第十一号）

この省令は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年三月一日）から施行する。

様式第一（第4条第1項関係）

様式第二（第5条第1項関係）

様式第三（第5条第2項関係）

- 様式第四（第5条第3項関係）
- 様式第五（第6条第1項関係）
- 様式第六（第6条第2項関係）
- 様式第七（第6条第3項関係）
- 様式第八（第6条第4項関係）
- 様式第九（第6条第5項関係）
- 様式第十（第7条関係）
- 様式第十一（第8条第1項関係）
- 様式第十二（第8条第2項関係）
- 様式第十三（第9条第1項関係）
- 様式第十四（第11条第1項関係）
- 様式第十五（第11条第2項関係）
- 様式第十六（第11条第3項関係）

様式第十七（第12条第1項関係）

様式第十八（第12条第2項関係）

様式第十九（第12条第3項関係）

様式第二十（第12条第4項関係）

様式第二十一（第12条第5項関係）

様式第二十二（第13条関係）

様式第二十三（第14条第1項関係）

様式第二十四（第14条第2項関係）

様式第二十五（第15条第1項関係）

様式第二十六（第15条第2項関係）

様式第一（第4条第1項関係）

特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定申請書

年 月 日

経済産業大臣 名 殿

住 所  
名 称  
代表者の氏名

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第7条第1項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画

1 名称等

事業者の氏名又は名称 \_\_\_\_\_

代表者名（事業者が法人の場合） \_\_\_\_\_

資本金の額又は出資の総額 \_\_\_\_\_

常時使用する従業員の数 \_\_\_\_\_

法人番号 \_\_\_\_\_

日本標準産業分類における該当中分類名称及びその番号 \_\_\_\_\_

担当者連絡先（所属、氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等） \_\_\_\_\_

2 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給段階

開発段階 ・ 供給段階

3 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給の目標

#### 4 特定高度情報通信技術活用システム開発供給の内容及び実施時期

- (1) 開発供給を行う特定高度情報通信技術活用システムの内容  
特定高度情報通信技術活用システムを構成する機器等の詳細（一覧）

メーカー	種別（注1）	製品名	型番・型式	(小型無人機の場合) 最大離陸重量 (kg)	主な仕様等	通し番号

（注1）種別は、以下のいずれかから選択し記載すること。

- ・小型無人機（操縦装置を含む。）
- ・自動操縦システム

（注2）

(i) 上記の記載については、今後、開発供給予定のシステムだけでなく、開発中のシステム及び既に開発が完了し供給を開始したシステムについても記載可能。

(ii) 開発中のシステムであって、申請時に型番・型式が未定の場合は、型番・型式の欄は空欄とし、確定後遅滞なく、軽微な変更の届出書を提出すること。

(2) 特定高度情報通信技術活用システムの安全性・信頼性、供給安定性及びオープン性の確保措置

項目		確保措置の内容
安全性・信頼性	開発供給を行うシステムのサイバーセキュリティに係る脆弱性の評価及び適切な対策の実施（注3）	
	開発供給したシステムの導入事業者が当該システムのサイバーセキュリティを持続的に確保することを支援するために必要な体制の整備	
	「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成三十年度版）」におけるサプライチェーンリスク対策の内容と同等の対応を含むサイバーセキュリティ対策の実施	
	所有関係及びガバナンスの透明性の確保	
	過去三年間の実績を含めた、国際的に受け入れられた基準の遵守（注4）	<input type="checkbox"/> 過去三年間の実績を含め、国際的に受け入れられた基準に反していない。
	外国の法的環境等による開発供給の適切性への影響	
供給安定性	サプライチェーンを含む必要な開発供給能力確保に関する計画の整備	
	保守及び管理の方針の整備	
	事業継続計画の策定	
	システムの開発供給に係る国内関係法令の遵守（注5）	<input type="checkbox"/> システムの開発供給に係る国内関係法令（航空法、電波法等）を遵守する。
オープン性	他システムとの相互接続性・相互運用性の確保	

(注3) サイバーセキュリティを確保するための規程を添付すること。

(注4) 過去三年間の実績を含め、国際的に受け入れられた基準に反していない場合は、にレ印を付けること。

(注5) システムの開発供給に係る国内関係法令を遵守している場合は、にレ印を付けること。

(3) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給の実施時期

5 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給の実施体制

6 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給を行うために必要な資金の額及びその調達方法

(単位：百万円)

費用	調達方法	政府関係金融機関からの借入れ	民間金融機関等からの借入れ	自己資金	その他	合計	備考
特定高度情報通信技術活用システムの開発供給に必要な資金の合計額							
特定高度情報通信技術活用システムの開発供給に必要な資金の額	年度						
	年度						
	年度						
	年度						
	年度						

(注6) 「政府関係金融機関からの借入れ」には政府関係金融機関からの借入れによる調達額を、「民間金融機関等からの借入れ」には政府関係金融機関以外の金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「政府関係金融機関からの借入れ」、「民間金融機関等からの借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載する。

(注7) 民間金融機関からの融資について信用保証協会による保証を受ける期待がある場合には、その旨を、借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。

7 期待する支援措置等

(1) 期待する支援措置

支援措置	希望する	希望しない
株式会社日本政策金融公庫法の特例 (ツーステップローン)		
中小企業投資育成株式会社法の特例		
中小企業信用保険法の特例		
株式会社日本政策金融公庫 (中小事業) の貸付 (低利融資)		

(2) 支援措置の対象とする機器 (上記の支援措置のいずれかを希望する場合のみ記載)

(単位：百万円)

	設備投資 所要資金額	導入する機器等の種類	数量	単価	金額	設置場所
年度						
年度						
年度						
合計額						

## 添付書類

1-(1)	定款の（これに準ずるものを含む。）の写し
1-(2)	登記事項証明書（開発供給計画申請者が登記をしている場合）
2-(1)	事業報告の写し又はこれに準ずるもの
2-(2)	貸借対照表又はこれに準ずるもの
2-(3)	損益計算書又はこれに準ずるもの
3	計画の実施に必要な資金の使途及びその調達方法の内訳

（備考）

1. 経済産業大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第二（第5条第1項関係）

特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定書

年 月 日

〇〇 〇〇 殿

経済産業大臣 名

年 月 日付で認定申請のあった特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画について、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第7条第3項の規定に基づき、同項各号のいずれにも適合するものであることを認定します。

記

1. 認定の日付
2. 開発供給計画認定番号
3. 開発供給計画申請者の名称及び代表者の氏名
4. 開発供給計画申請者の住所

(備考)

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2. 申請のあった認定申請書及び添付書類の写しを添付する。

様式第三（第5条第2項関係）

特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の不認定通知書

年 月 日

〇〇 〇〇 殿

経済産業大臣 名

年 月 日付けで認定申請のあった特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

#### 様式第四（第5条第3項関係）

##### 認定開発供給計画の概要

1. 認定の日付
2. 開発供給計画認定番号
3. 認定開発供給事業者の名称
4. 認定開発供給計画の概要

（備考）

「4. 認定開発供給計画の概要」中、認定開発供給事業者の営業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載していない。

様式第五（第6条第1項関係）

認定開発供給計画の軽微な変更の届出書

経済産業大臣 名 殿

年 月 日

住 所  
名 称  
代 表 者 の 氏 名

年 月 日付で認定を受けた認定開発供給計画について下記のとおり軽微な変更を行ったので、第6条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

1. 開発供給計画認定番号
2. 変更事項
3. 変更事項の内容

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

様式第六（第6条第2項関係）

認定開発供給計画の変更申請書

経済産業大臣 名 殿

年 月 日

住 所  
名 称  
代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた認定開発供給計画について、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づき、下記の変更の認定を受けたいので申請します。

記

1. 開発供給計画認定番号
2. 変更事項
3. 変更事項の内容

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

様式第七（第6条第3項関係）

認定開発供給計画の変更認定書

年 月 日

〇〇 〇〇 殿

経済産業大臣 名

年 月 日付けで変更申請のあった認定開発供給計画について、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第8条第5項において準用する同法第7条第3項の規定に基づき、同項各号のいずれにも適合するものであることを認定します。

記

1. 変更の認定の日付
2. 変更後の開発供給計画認定番号
3. 変更開発供給計画申請者の名称又は変更後の代表者の氏名
4. 変更開発供給計画申請者の住所

（備考）

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2. 申請のあった変更開発供給計画申請書の写しを添付する。

様式第八（第6条第4項関係）

認定開発供給計画の変更の不認定通知書

年 月 日

〇〇 〇〇 殿

経済産業大臣 名

年 月 日付けで変更申請のあった認定開発供給計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第九（第6条第5項関係）

変更後の認定開発供給計画の概要

1. 変更の認定の日付
2. 変更後の開発供給計画認定番号
3. 認定開発供給事業者の名称
4. 変更後の認定開発供給計画の概要

（備考）

「4. 変更後の認定開発供給計画の概要」中、認定開発供給事業者の営業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載していない。

様式第十（第7条関係）

認定開発供給計画の変更指示の通知書

年 月 日

〇〇 〇〇 殿

経済産業大臣 名

年 月 日付で認定をした認定開発供給計画について、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第8条第3項の規定に基づき、下記の理由により変更を指示します。

記

1. 開発供給計画認定番号
2. 変更指示の内容
3. 変更指示の理由

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第十一（第8条第1項関係）

認定開発供給計画の認定取消し通知書

年 月 日

〇〇 〇〇 殿

経済産業大臣 名

年 月 日付けで認定をした認定開発供給計画について、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第8条第2項又は第3項の規定に基づき、下記の理由により認定を取り消します。

記

1. 開発供給計画認定番号
2. 認定取消しの理由

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第十二（第8条第2項関係）

認定開発供給計画の認定取消し

1. 認定を取り消された日付
2. 認定を取り消された開発供給計画認定番号
3. 認定を取り消された事業者の名称

様式第十三（第9条第1項関係）

特定半導体生産施設整備等計画の認定申請書

年 月 日

経済産業大臣 名 殿

住 所  
名 称  
代表者の氏名

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第11条第1項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

特定半導体生産施設整備等計画

1 名称等（注1）

（1）代表申請者の名称等

事業者の氏名又は名称 \_\_\_\_\_

代表者名（事業者が法人の場合） \_\_\_\_\_

資本金の額又は出資の総額 \_\_\_\_\_

常時使用する従業員の数 \_\_\_\_\_

法人番号 \_\_\_\_\_

日本標準産業分類における該当中分類名称及びその番号 \_\_\_\_\_

担当者連絡先（所属、氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等） \_\_\_\_\_

（2）共同申請者の名称等

事業者の氏名又は名称 \_\_\_\_\_

代表者名（事業者が法人の場合） \_\_\_\_\_

資本金の額又は出資の総額 \_\_\_\_\_

常時使用する従業員の数 \_\_\_\_\_

法人番号 \_\_\_\_\_

日本標準産業分類における該当中分類名称及びその番号 \_\_\_\_\_

担当者連絡先（所属、氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等） \_\_\_\_\_

（注1） 代表申請者に特定半導体の生産実績がない場合は、生産実績を有する事業者との共同申請を必ず行うこと。その際、代表申請者との資本関係を示す資料及び代表申請者が本計画に基づいて行う事業が実施できなくなった場合に当該事業を引き継いで実施する又は特定半導体の生産を代わりに行うことができる旨の誓約書、添付書類を提出すること。

また、代表申請者又は代表申請者に特定半導体の生産実績がない場合に共同申請する生産実績を有する事業者は、国内法人（国内に本店又は主たる事務所を有する法人）であること。

## 2 特定半導体生産施設整備等計画の目標

--

## 3 特定半導体生産施設整備等計画の内容及び実施期間

### (1) 特定半導体生産施設整備の内容

#### (イ) 施設概要

施設の名称					
施設の所在地（住所） （注2）					
敷地面積		m <sup>2</sup>	建築面積		m <sup>2</sup>
主要製品					
生産能力 （想定する稼働率）	（      ）			万枚／月（12インチ換算） （%）	
総従業員数（注3） （うち技術者数）	（      ）			人	

（注2）土地・建物の所有関係に関する資料、工場等の配置図、設計図、設備の配置図を提出すること。

（注3）生産開始時に予定する従業員の人数を記載すること。

#### (ロ) 事業実施期間

	投資着手 （発注）	建物新設、設備設置	操業開始
特定半導体 生産施設整 備	年 月	年 月～ 年 月 （最短で▲ヶ月間必要）	年 月

(2) 特定半導体生産施設における生産の内容  
 (イ) 施設で生産を行う半導体に関する内容

種類 (注4)	性能に関する説明 (注5) (注6)

- (注4) 演算を行う半導体（トランジスター上に配置される導線の中心の間隔が最も短い箇所において百ナノメートル以下）、記憶を行う半導体（一ビットの情報の記憶に必要な電子回路の面積が千三百七十平方ナノメートル以下）、記憶を行う半導体（積層された一ビットの情報の記憶に必要な電子回路の層の数が百六十以上）のいずれかから選択し記載すること。
- (注5) 生産予定の製品が政令で定める要件を満たす旨を記載すること。また、生産予定の製品が記載する性能を満たすことを示す書類を認定計画申請時及び初回の製品生産時に提出すること。
- (注6) 生産予定の製品が「演算を行う半導体（トランジスター上に配置される導線の中心の間隔が最も短い箇所において百ナノメートル以下）」の場合は、ゲート絶縁膜に比誘電率が7を超える材料を用いるための装置を使用して生産することを示す書類及び当該生産に係る特定半導体生産施設整備等計画を申請する事業者のうち1以上の事業者がFinFET構造の演算を行う半導体を生産できると認められる技術水準を有することを示す書類を提出すること。  
 生産予定の製品が「記憶を行う半導体（一ビットの情報の記憶に必要な電子回路の面積が千三百七十平方ナノメートル以下）」の場合は、当該生産に係る特定半導体生産施設整備等計画を申請する事業者のうち1以上の事業者が極端紫外線を用いて露光できると認められる技術水準を有することを示す書類を提出すること。

(ロ) 特定半導体生産施設整備等計画の下での事業実施期間

	初回出荷	継続生産
特定半導体 生産施設に おける生産	年 月	年 月～ 年 月

(ハ) 製品の納入先に関する説明

(3) 指針適合性の確保

	項目	確保措置の内容 (注7)
整備 適合 性	必要な設備の整備	<input type="checkbox"/> 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針（以下「指針」という。）第四 一 2に掲げる設備の整備を含んでいる。
	指針に適合する設備の整備	<input type="checkbox"/> 整備する設備は指針第四 一 3に掲げるいずれかに含まれる。

	指針に適合する施設の整備	<input type="checkbox"/> 整備する施設は指針第四 — 4に掲げるいずれかに含まれる。
安全性・信頼性	所有関係及びガバナンスの透明性の確保	
	過去三年間の実績を含めた、国際的に受け入れられた基準の遵守（注8）	<input type="checkbox"/> 過去三年間の実績を含め、国際的に受け入れられた基準に反していない。
	外国の法的環境等による特定半導体生産施設整備等の適切性への影響	
	生産を行う特定半導体のサイバーセキュリティの確保に関する対策及び生産施設におけるサイバーセキュリティの確保に関する対策	
供給安定性等	サプライチェーンを含む必要な生産能力確保に関する計画の整備	<input type="checkbox"/> 必要な計画を整備している。
	事業継続計画の策定	
	特定半導体の生産に係る国内関係法令の遵守	
	人材確保に関する取組	
	その他国内の特定半導体の安定供給に資する取組	

（注7）必要に応じて各項目を証明する書類を提出すること。

（注8）過去三年間の実績を含め、国際的に受け入れられた基準に反していない場合は、□にレ印を付けること。

#### 4 特定半導体生産施設整備等の実施体制

##### （1）特定半導体生産施設整備の実施体制

##### （2）特定半導体生産施設における生産の実施体制

（注9）主な部署とその人数を記載すること。

5 特定半導体生産施設整備等を行うために必要な資金の額及びその調達方法

(イ) 特定半導体生産施設整備を行うために必要な資金の額及びその調達方法

(単位：百万円)

費用	調達方法	政府関係金融機関からの借入れ	民間金融機関等からの借入れ	その他自己資金等 (注1 2)	合計	備考
特定半導体生産施設整備に必要な資金の合計額		調達先の名称： 借入額：	調達先の名称： 借入額：			
特定半導体生産施設整備に必要な資金の額	年度					
	年度					
	年度					
	年度					
	年度					

- (注1 0) 「政府関係金融機関からの借入れ」には政府関係金融機関からの借入れによる調達額を、「民間金融機関等からの借入れ」には政府関係金融機関以外の金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他自己資金等」には自己資金、出資、社債の発行、リースその他「政府関係金融機関からの借入れ」及び「民間金融機関等からの借入れ」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載する。
- (注1 1) 民間金融機関からの融資について信用保証協会による保証を受ける期待がある場合には、その旨を、借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。
- (注1 2) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）からの助成金を含む。

(ロ) 整備した特定半導体生産施設における生産を行うために必要な資金の額及びその調達方法

(単位：百万円)

費用	調達方法	政府関係金融機関からの借入れ	民間金融機関等からの借入れ	その他自己資金等	合計 (注1 6)	備考
特定半導体生産施設における生産に必要な資金（注1 3）の合計額		調達先の名称： 借入額：	調達先の名称： 借入額：			
特定半導体生産施設における生産に必要な資金の額	年度					
	年度					
	年度					
	年度					
	年度					

- (注1 3) 「整備した特定半導体生産施設における生産を行うために必要な資金」は、生産を開始する前に必要な資金を含め、特定半導体生産施設整備等を行うために必要な資金のうち 5 (イ) 特定半導体生産施設整備を行うために必要な資金を除いたものをいう。
- (注1 4) 「政府関係金融機関からの借入れ」には政府関係金融機関からの借入れによる調達額を、「民間金融機関等からの借入れ」には政府関係金融機関以外の金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他自己資金等」には自己資金、出資、社債の発行、リースその他「政府関係金融機関からの借入れ」及び「民間金融機関等からの借入れ」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載する。
- (注1 5) 民間金融機関からの融資について信用保証協会による保証を受ける期待がある場合には、その旨を、借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。
- (注1 6) 「特定半導体生産施設における生産に必要な資金の合計額」の「合計」欄以外の記載欄については、整備した特定半導体生産施設における生産に係る支援措置の利用を希望する場合には記載。

6 希望する支援措置等

(1) 希望する支援措置

支援措置	希望する	希望しない
株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン） （注17）		
中小企業投資育成株式会社法の特例		
中小企業信用保険法の特例		
株式会社日本政策金融公庫（中小事業）の貸付（低利融資）		
NEDOによる助成金の交付（注18）		
NEDOによる認定事業者に貸付けを行う金融機関に対する利子補給の支給（注17）		

（注17）ツーステップローン、利子補給を受けた融資の用途は5（ロ）整備した特定半導体生産施設における生産関係に限る。

（注18）助成金の用途は5（イ）特定半導体生産施設整備関係に限る。

(2) 特定半導体生産施設整備に係る支援措置の利用を希望する施設・設備（希望する場合のみ記載）

（単位：百万円）

	設備投資 所要資金額	導入する設備 等の種類 （注19）	導入する設備 等の用途	数量	単価	金額	設置場所
年度							
年度							
年度							
合計額							

（注19）導入予定の設備リスト及び金額の算出根拠を提出すること。

（注20）NEDOによる特定半導体基金の助成金の交付決定前に事業に着手（発注、調達、購入等）を行う必要がある場合には、事前着手説明書を提出すること。

7 特定半導体の国内における安定的な生産に資する取組に関する事項

(1) 本事業による日本の特定半導体の安定供給体制の構築への貢献に関する説明

(2) 需給がひっ迫した場合における増産に関する記載

(イ) 増産協力に係る協議依頼があった場合の協議への対応意思の有無      有      無

(ロ) 需給がひっ迫した場合における増産に関する取組内容・体制の説明

--

(3) 特定半導体等の生産能力を強化するための投資に関する説明

--

(4) 特定半導体等の生産能力を強化するための研究開発に関する説明

--

(5) 特定半導体等に係る技術上の情報を適切に管理するための体制に関する説明 (注2 1)

--

(注2 1) 情報管理体制確認票を提出すること。

## 添付書類

1-(1)	定款（これに準ずるものを含む。）の写し
1-(2)	登記事項証明書（生産施設整備等計画申請者が登記をしている場合）
2-(1)	事業報告の写し又はこれに準ずるもの
2-(2)	貸借対照表又はこれに準ずるもの
2-(3)	損益計算書又はこれに準ずるもの
3	計画の実施に必要な資金の使途及びその調達方法の内訳

（備考）

1. 経済産業大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第十四（第11条第1項関係）

特定半導体生産施設整備等計画の認定書

年 月 日

〇〇 〇〇 殿

経済産業大臣 名

年 月 日付けで認定申請のあった特定半導体生産施設整備等計画について、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第11条第3項の規定に基づき、同項各号のいずれにも適合するものであることを認定します。

記

1. 認定の日付
2. 特定半導体生産施設整備等計画認定番号
3. 生産施設整備等計画申請者の名称及び代表者の氏名
4. 生産施設整備等計画申請者の住所

（備考）

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2. 申請のあった認定申請書及び添付書類の写しを添付する。

様式第十五（第11条第2項関係）

特定半導体生産施設整備等計画の不認定通知書

年 月 日

〇〇 〇〇 殿

経済産業大臣 名

年 月 日付で認定申請のあった特定半導体生産施設整備等計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第十六（第11条第3項関係）

特定半導体生産施設整備等計画の概要

1. 認定の日付
2. 特定半導体生産施設整備等計画認定番号
3. 認定特定半導体生産施設整備等事業者の名称
4. 認定特定半導体生産施設整備等計画の概要

（備考）

「4. 認定特定半導体生産施設整備等計画の概要」中、認定特定半導体生産施設整備等事業者の営業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載していない。

様式第十七（第12条第1項関係）

認定特定半導体生産施設整備等計画の軽微な変更の届出書

経済産業大臣 名 殿

年 月 日

住 所  
名 称  
代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた認定特定半導体生産施設整備等計画について下記のとおり軽微な変更を行ったので、第12条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

1. 特定半導体生産施設整備等計画認定番号
2. 変更事項
3. 変更事項の内容

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

様式第十八（第12条第2項関係）

認定特定半導体生産施設整備等計画の変更申請書

経済産業大臣 名 殿

年 月 日

住 所  
名 称  
代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた認定特定半導体生産施設整備等計画について、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第12条第1項の規定に基づき、下記の変更の認定を受けたいので申請します。

記

1. 特定半導体生産施設整備等計画認定番号
2. 変更事項
3. 変更事項の内容

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

様式第十九（第12条第3項関係）

認定特定半導体生産施設整備等計画の変更認定書

年 月 日

〇〇 〇〇 殿

経済産業大臣 名

年 月 日付けで変更申請のあった認定特定半導体生産施設整備等計画について、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第12条第5項において準用する同法第11条第3項の規定に基づき、同項各号のいずれにも適合するものであることを認定します。

記

1. 変更の認定の日付
2. 変更後の特定半導体生産施設整備等計画認定番号
3. 変更新産施設整備等計画申請者の名称又は変更後の代表者の氏名
4. 変更新産施設整備等計画申請者の住所

（備考）

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2. 申請のあった変更新産施設整備等計画申請書の写しを添付する。

様式第二十（第12条第4項関係）

認定特定半導体生産施設整備等計画の変更の不認定通知書

年 月 日

〇〇 〇〇 殿

経済産業大臣 名

年 月 日付で変更申請のあった認定特定半導体生産施設整備等計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第二十一（第12条第5項関係）

変更後の認定特定半導体生産施設整備等計画の概要

1. 変更の認定の日付
2. 変更後の特定半導体生産施設整備等計画認定番号
3. 認定特定半導体生産施設整備等事業者の名称
4. 変更後の認定特定半導体生産施設整備等計画の概要

（備考）

「4. 変更後の認定特定半導体生産施設整備等計画の概要」中、認定特定半導体生産施設整備等事業者の営業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載していない。

様式第二十二（第13条関係）

認定特定半導体生産施設整備等計画の変更指示の通知書

年 月 日

〇〇 〇〇 殿

経済産業大臣 名

年 月 日付けで認定をした認定特定半導体生産施設整備等計画について、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第12条第3項の規定に基づき、下記の理由により変更を指示します。

記

1. 特定半導体生産施設整備等計画認定番号
2. 変更指示の内容
3. 変更指示の理由

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第二十三（第14条第1項関係）

認定特定半導体生産施設整備等計画の認定取消し通知書

年 月 日

〇〇 〇〇 殿

経済産業大臣 名

年 月 日付で認定をした認定特定半導体生産施設整備等計画について、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第12条第2項又は第3項の規定に基づき、下記の理由により認定を取り消します。

記

1. 特定半導体生産施設整備等計画認定番号
2. 認定取消しの理由

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第二十四（第14条第2項関係）

認定特定半導体生産施設整備等計画の認定取消し

1. 認定を取り消された日付
2. 認定を取り消された特定半導体生産施設整備等計画認定番号
3. 認定を取り消された事業者の名称

様式第二十五（第15条第1項関係）

認定開発供給計画の実施状況報告書

経済産業大臣 名 殿

年 月 日

住 所  
名 称  
代 表 者 の 氏 名

年 月 日付けで認定を受けた認定開発供給計画の実施状況を下記のとおり報告します。

記

1. 開発供給計画認定番号
2. 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給の目標の達成状況
3. 実施した特定高度情報通信技術活用システムの開発供給の内容

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第二十六（第15条第2項関係）

認定特定半導体生産施設整備等計画の実施状況報告書

経済産業大臣 名 殿

年 月 日

住 所  
名 称  
代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた認定特定半導体生産施設整備等計画の 年度の実施状況を下記のとおり報告します。

記

1. 特定半導体生産施設整備等計画認定番号
2. 特定半導体生産施設整備等の目標の達成状況
3. 実施した特定半導体生産施設整備等の内容（特定半導体生産施設整備の内容及び特定半導体生産施設における生産の内容については、認定特定半導体生産施設整備等計画と実績の比較を含め報告すること。）
4. 特定半導体の国内における安定的な生産に資する取組に関する実施状況
  - （1）本事業による日本の特定半導体の安定供給体制の構築への貢献に関する実施状況
  - （2）需給がひっ迫したときにおける増産に関する対応状況
  - （3）特定半導体等の生産能力を強化するための投資に関する実施状況
  - （4）特定半導体等の生産能力を強化するための研究開発に関する実施状況

## 添付書類

1-(1)	事業報告の写し又はこれに準ずるもの
1-(2)	貸借対照表又はこれに準ずるもの
1-(3)	損益計算書又はこれに準ずるもの

(備考)

1. 経済産業大臣の求めに応じ、必要な書類を提出すること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。